

平成 24 年度採用 養父市職員採用候補者試験のお知らせ

- 募集職種・採用予定人員／事務職＝若干名、保育士＝若干名、建築職＝1名
- 受験資格／職種ごとに次の要件をすべて満たす方
 - (1) 事務職＝昭和 56 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた方
 - (2) 保育士＝昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する方若しくは同資格及び同免許を平成 24 年 3 月末までに取得見込みの方
 - (3) 建築職＝昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた方で、1 級建築士又は 2 級建築士の免許を有する方
- 受験手続き／(1) 申込用紙は、養父市役所及び各地域局で交付します。申込用紙を郵便で請求する場合は、希望職種を明記の上、120 円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角型 2 号)を必ず同封してください。(2) 申込用紙に必要な事項を記入のうえ、養父市役所に提出し、受験票を受領してください。※各地域局では受け付けませんので注意してください。
- 受付期間／8 月 1 日(月)～8 月 10 日(水) (※平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで受け付けます。) ※郵送の場合は、8 月 10 日(水) 午後 5 時 15 分までに着信したものに限り受け付けます。
- 試験日(第 1 次試験)／9 月 18 日(日) (※第 2 次試験は、11 月中旬の予定です。)
- お問い合わせ／養父市役所総務部総務課 (☎ 662-3161)

【ひょうご被害者支援センター】

平成 21 年 9 月に兵庫県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた「NPO 法人ひょうご被害者支援センター」は、被害者支援に関する専門的な知識を有する弁護士や大学教授、臨床心理士や精神科医等の有識者で構成され、警察との緊密な連携の下、電話相談や面接相談、付添い支援や裁判の代理傍聴など被害者のニーズに応じた支援活動を行うことができる団体です。

＜電話相談＞ ☎ 078-367-7833

(火・水・金・土(祝日を除く)午前 10 時～午後 4 時)

＜面接相談＞

・法律相談 ～弁護士による法律相談～

第 2、4 金曜日 (午後 1 時～4 時)

・心理相談 ～臨床心理士によるカウンセリング～
随時

※ 面接相談については、電話相談により事前に予約が必要

ホームページ <http://www.supportyogo.org/>

ご存知ですか？

国民年金保険料免除制度

国民年金制度は、保険料を納めていただくことが原則です。しかし、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、申請によって保険料の納付が全額または一部が免除される「保険料免除制度」や保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度(学生を除く 30 歳未満の方が対象)」があります。

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に承認されます。免除期間は 7 月から翌年 6 月までです。原則として、毎年度申請手続きが必要です。平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月までの期間については、7 月から市役所および地域局で受付けています。また、8 月 1 日までは平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの期間についても申請することができます。

【手続きに必要なもの】

①基礎年金番号がわかるもの

②印鑑

③失業の場合は「雇用保険受給資格者証」、「離職票」の写し等

④平成 23 年 1 月 2 日以降に転入された方は、平成 23 年度の「課税(所得)証明書」

お問い合わせ

市役所市民課 (☎ 662-3165)